

質問に対する回答

案件名称	令和4年度 公民連携による東横堀川水辺魅力向上調査検討業務委託
------	---------------------------------

番号	質問	回答
No. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東横堀川整備事業の基本方針」に関して、パブリックコメント実施後の基本方針を公表する時期の予定があれば、ご教示ください。</li> <li>・社会実験に関して、β本町橋～本町橋下～東横堀公園の仮通路整備の着工、もしくは完了の予定時期をご教示ください。</li> <li>・社会実験の実施を想定している場所、時期があれば、ご教示ください。</li> <li>・本町橋～農人橋の護岸改修工事の着工予定時期をご教示ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年7月頃を予定しています。</li> <li>・仮通路整備の完了時期は、令和5年4月末頃を予定しています。</li> <li>・特記仕様書（案）4.5（3）に記載のとおり、i）水辺空間（遊歩道）とまちとの回遊性向上・賑わいづくりに関する社会実験については、β本町橋から東横堀公園へとつながる河川空間（陸上）を対象に、令和5年6月頃の実施を想定しておりますが、その他の社会実験については、場所・時期ともに提案をお願いします。</li> <li>・令和5年4月頃を予定しています。</li> </ul>
No. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東横堀川整備事業の基本方針の策定（仕様書4.3）に係る委員会の有識者3名程度、シンポジウム（仕様書4.4）の登壇者、及び勉強会（仕様書4.6）に講師を招聘する場合はその講師について、事前打ち合わせや当日の出席に際しての謝礼金は、発注者、受注者どちらの負担を想定されていますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東横堀川整備事業の基本方針の策定（仕様書4.3）に係る委員会の有識者3名程度については発注者、シンポジウム（仕様書4.4）の登壇者及び勉強会（仕様書4.6）に招聘する講師については受注者負担としています。</li> </ul>